税務·会計業務対策講座



損金経理にご注意!



後 編

T·MACKS 税理士法人 代表社員 **菅原 初義**

はじめに

前号では、減価償却費と前払費用の損金経理について説明しました。

今回は、その続きとして貸倒損失、役員 退職金、租税公課及び圧縮記帳に関する 損金経理について注意が必要な点を説 明します。

3 貸倒損失

貸倒損失とは、売掛金・受取手形や貸付金など、金銭の給付を目的とする金銭債権(資産や費用の提供を目的とする前渡金・前払費用などは除く)が、回収不能となった場合を言います。貸倒損失は、税務上一定の要件に合致した場合、発生した事業年度の損金に算入されます。

回収不能であるという事実認定を行うに あたり、法人税法上は次の3つに区分し、 一定の要件を定めています。

(1)法律上の貸倒れ(法人税基本通達9-6-1)

(2) 事実上の貸倒れ(法人税基本通達9-6-2)

(3) 形式上の貸倒れ(法人税基本通達9-6-3)

このうち、(2)の場合と(3)の場合には、 損金経理を行うことが要件となります。

(1)法律上の貸倒れ(損金経理要件なし)

法律上の貸倒れとは、金銭債権のうち、 会社更生法等の適用により切り捨てられ たものや、債権者から債務者に対し書面 により債権放棄の通知がなされたもの 等、法律上、金銭債権が消滅したことを 言います。

債権放棄には要注意!

債権放棄を行うことにより、法律上、その金銭債権は消滅します。(民法第519条)

ただし、書面により債権放棄を行ったとしても、それが無条件に貸倒損失として損金算入が認められる訳ではありません。

債権放棄は、債務者の債務超過の 状態が相当期間継続しているなど、 回収の見込みが無いと判断された場 合に行われることが一般的です。

このため、合理的な理由が無いのにもかかわらず債権放棄をした場合には、貸倒損失として損金経理した金額が債務者に対する寄附金等であると認定され、損金不算入となる可能性もありますので、十分に注意する必要があります。

上記のように、金銭債権が法律上消滅 した場合、損金経理を行っているかどうか にかかわらず、その消滅した金額は、税務 上その事実が発生した事業年度の損金の 額に算入されます。

(2) 事実上の貸倒れ(損金経理要件あり)

事実上の貸倒れとは、法律上はまだ金 銭債権として存在しているものの、債務者 の資産状況、支払能力等からみて、その債 務者に対する金銭債権の「全額」につい て回収できないことが明らかになった場合 を言います。

この場合には、その明らかになった事業 年度において、貸倒損失として損金経理 を行うことにより、その事業年度の損金の 額に算入されます。

なお、金銭債権の一部のみを貸倒れ処が必要です。

理することはできません。

また、担保物がある場合は、その担保物 を処分してからでないと、貸倒損失として 損金経理を行ったとしても損金とはならな いので注意が必要です。

(3)形式上の貸倒れ(損金経理要件あり)

形式上の貸倒れとは、継続的に取引を 行っていた売上先に対し、何らかの理由に より取引を停止した場合に、その停止した 時と最後の弁済時のうち最も遅い時から、 取引と弁済の両方とも無い状態が1年以 上経過した場合などを言います。

この場合には、その債務者に対する営業上の売掛債権の額から備忘価額(1円)を控除した残額を、貸倒損失として損金経理を行うことにより、その事業年度の損金の額への算入が認められます。

なお、形式上の貸倒れとなる金銭債権 の適用範囲は、(1)・(2)の金銭債権とは 異なり、「継続的取引があった売掛債権」 に限られています。このため、1回限りの取 引先に対する売掛債権や、貸付金や固定 資産の譲渡等による未収金などのような 主たる営業活動以外に係る金銭債権は対 象外となる点に注意が必要です。

4 役員退職金

役員退職金を損金に算入するためにはいくつかの要件があります。その要件を十分に把握していないと、その金額が高額になることも多いため、税務上のリスクが大きいと言えます。

従って、損金経理を行う時期や支払方法などにつき、適正に会計処理を行うことが必要です。

(1)損金算入時期

役員退職金を支給するためには、原則 として、株主総会の決議等が必要となりま す。その決議等が行われた上で、役員退 職金を損金に算入する時期は、次のいず れかとなります。

①居制

株主総会の決議等によりその金額が 具体的に確定した日の属する事業年度

支給する金額が確定した事業年度において損金経理を行うことにより、損金に算入されます。

なお、会計上、役員退職引当金を有税で 繰り入れている場合や、剰余金の処分によ り役員退職金を積み立てている場合には、 株主総会の決議等に基づき、当該引当金・ 積立金を取り崩して役員退職金を支給しま す。この場合には損金経理を行いません が、申告調整により損金に算入されます。

②例外(損金経理要件あり)

支給した日の属する事業年度

株主総会の決議等により支給する金額 が確定した事業年度でなく、退職金を実際 に支払った事業年度に損金経理を行った 場合は、その支払った事業年度の損金と することが認められます。

ただし、株主総会等での決議があれば、 支給は何年後でも良い、ということにはなり ません。支給時期を遅らせる場合には合理 的な理由が必要であり、そのため株主総会 等の決議により支給時期を定めておくこと が必要です。

なお、税法上は何年以内に支払わなければならないという規定はありませんが、 常識的に考えてその期間が長過ぎた場合には、損金算入ができなくなる可能性があります。

(2)支払方法

損金経理を行う時期と併せて注意すべ き点は、役員退職金の支払方法です。役 員退職金は、未払計上した分を含め、一括 で支給することが原則となります。

しかしながら、資金繰りとの兼ね合いから、未払計上した役員退職金を分割払い にするケースも考えられます。

この場合には、株主総会等の決議により支給時期や支給金額を定め、分割払い

とする合理的な理由があれば、分割支給 とすることも認められています。

長期に渡る分割払いは否認される恐れも

ただし、役員退職金の分割支給が 長期にわたる場合には、退職年金と みなされる可能性があります。

退職年金は、役員退職金を実際に 分割支給した各事業年度の損金に算 入されるものです。

このため、損金経理を行った当初において損金となる要件が整っていたとしても、その損金経理した役員退職金が否認された場合、結果的に利益が予定外に増加してしまい、多額の追徴課税が生じてしまう恐れがありますので、分割払いを行う際には注意が必要です。

5 租税公課

(1)賦課課税方式によるもの

固定資産税や不動産取得税など、賦課課税方式(地方自治体などが納める税額を決定し通知する方式)の租税は、原則として、その賦課決定があった(納税通知書が届いた)事業年度の損金の額に算入されます。

ただし、分割納付が認められているものは、それぞれの納期の開始日又は実際に納付した事業年度に損金経理を行った場合は、その事業年度の損金とすることも認められています。

(2) 申告納税方式によるもの

事業税・事業所税や、税込経理を採用している場合の消費税など、納税申告書を提出することにより納税額が確定する租税については、原則として、納税申告書を提出した時又は納付をした時に損金経理を行うことによって、その提出又は納付をした日の属する事業年度の損金となります。

このため、事業年度末においてその事業 年度に係る事業税等を損金経理により未 払計上したとしても、その事業年度の損金 に算入することはできません。

ただし消費税については、本来、その事業年度に精算すべきものですので、申告期限が未到来の場合に限り、納税申告書に記載すべき消費税等の額を損金経理により未払計上することで、その損金経理をした事業年度の損金の額に算入できます。

6 圧縮記帳

国庫補助金や火災などによる保険金などの支払いを受けた場合は、これらの収益は益金に算入されるため、原則として法人税の課税対象となりますが、これらに対する例外措置が規定されています。

例えば、火災により建物を焼失したというようなときに、火災保険金を受け取り、その保険金で新たに建物を建築しようとした場合に、この保険金に係る所得金額に対し税金が発生することになると、建築資金が不足してしまうというような不都合が生じてしまうことになります。

そこで、受け取った保険金に係る所得の部分(保険金から、焼失した建物の焼失直前の帳簿価額などを差し引いた残額の部分)のうち、一定の割合を損金経理により損金とすることにより、この保険金に係る所得金額に対する課税を翌期以降に繰り延べることが認められています。この場合、新たに取得した建物の帳簿価額は損金に計上した分の金額が減額されることになります。この制度のことを圧縮記帳と言います。

圧縮記帳を行うためには、以下の2つの 方法があります。

1積立金方式

剰余金の処分により積立金を設定し、 申告調整を行う方法

②直接減額方式

「○○圧縮損」などのように損金経理 を行い、帳簿価額を直接減額する方法

なお、圧縮記帳は、法人税法及び租税 特別措置法に規定される優遇税制です。

この圧縮記帳の適用を受けるためには、対象となる固定資産の種類や、その固定資産の取得時期など、一定の要件を満たした上で、申告調整や損金経理を行うことが必要となります。

以上、損金経理にまつわる主な取引に ついて説明しました。

確定決算主義を採用している我が国では、損金経理=法人の意思として捉え、課税所得の計算の基礎となっています。 このため、税務的なリスクを減らすためにも、損金経理を含め、会計処理をしっかりと行うことが必要です。

11 日新火災 SAFETY INFORMATION Vol.100 (2016.5)